

独立行政法人労働者健康安全機構第5期中期目標

令和6年2月22日付厚生労働省発基安0222第2号指示
変更：令和7年8月19日付厚生労働省発基安0819第1号指示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和7年8月19日
厚生労働大臣 福岡 資麿

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号）第3条の規定に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与するという目的の下、「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」を理念に法人運営を行っている。

我が国は本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎え、職場においては、労働者の高年齢化が進展するとともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向となっており、疾病の予防から診断、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の総合的な取組（以下「勤労者医療」という。）の重要性が高まっている。特に治療と仕事の両立支援については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）及び「第4期がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）の評価指標一覧において、機構が実施する両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者数が新たな指標とされたところである。

労働災害発生状況については、労働災害による死亡者数こそ減少しているものの、労働災害による休業4日以上死傷者数は、ここ数年増加傾向にある。また、労働者の高年齢化や第3次産業への就労者の増加に伴い、労働者の作業行動に起因する「転倒」、「動作の反動・無理な動作」などの労働災害が増加していることや、中小事業場等における安全対策の遅れ、令和4年5月の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等の改正による事業場における化学物質の自律的管理規制への対応などが課題となっており、国が第14次労働災害防止計画（令和5年3月27日公示）に基づく施策を推進していく上で、国と機構との連携が非常に重要なものとなっている。

産業保健については、引き続き中小事業場における産業保健活動への支援とともに、女性労働者の増加に伴う職場における女性の健康増進等の産業保健上の対応及び個人事業者の増加への対応が課題となっている。さらに、国民の利便性等向上のためのデジタル社会の実

現に向けて、手続のオンライン化、関係機関との情報連携及びデジタル技術を活用した新たな事業展開が求められるとともに、それを担うデジタル人材の育成・確保も課題となっている。

このような状況の下、機構は、勤労者医療の拠点として労災病院の安定的な経営を確保し、勤労者医療を充実させるとともに、労働災害の防止、労災疾病等に係る研究について、行政政策に反映される研究を進め、勤労者の安全向上に取り組み、さらに、個人事業者なども含め多様な働き方に対応した産業保健活動への支援を推進することにより、労働者の安全及び健康の確保並びに労働者の福祉の増進に係る取組を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(別紙 1) 政策体系図

(別紙 2) 一定の事業等のまとめ

(別紙 3) 法人の使命等と目標との関係

第 2 中期目標の期間

通則法第 29 条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月までの 5 年間とする。

第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

労災病院は、「勤労者医療の充実」に向け、疾病の予防から診断、治療及び職場復帰を含む治療と仕事の両立支援までの一貫した取組を推進するとともに、地域社会における保健活動及び産業保健活動と連携しつつ、得られた知見や好事例を他の医療機関に情報提供すること。

また、大規模労働災害や新興感染症（再興感染症を含む。以下同じ。）等への対応、地域医療への貢献等に取り組むこと。

(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供

労災病院が行う勤労者医療について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実施するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させること。

また、アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、機構内の複数の組織が協働して行う研究

(以下「協働研究」という。)や労災疾病等に係る研究の結果を共有しつつ、積極的に医療を提供すること。特に、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及及び向上を積極的に図ること。

(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応

労災病院において、大規模労働災害や新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に速やかに対応できるよう、可能な限り体制を確保すること。

特に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定にのっとり対応を行うとともに、厚生労働大臣からの要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣を行うこと。

(3) 地域医療への貢献

労災病院において、都道府県が策定する第8次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえ、効果的な地域医療連携を推進すること。

なお、地域の医療機関との連携に当たっては、地域の医療ニーズの分析や関係機関との調整など機構本部が必要に応じて支援を行うこと。

北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」(令和3年7月)及び「岩見沢市新病院建設基本計画」(令和4年9月)を踏まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。

その他にも、地域の医療ニーズ等の状況を踏まえ、関係者とも協議の上、必要な対応を行うこと。

(4) 医療情報の ICT 化の推進

労災病院においては、医療の質の向上と効率化を図るため、電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき政府が進める医療分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)の各取組に率先して取り組む等、医療情報のICT化の一層の推進を図ること。

また、研究等に診療情報、臨床試験のデータ等を利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(令和5年5月31日付け産情発0531第1号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添)に基づく運用管理を図ること。

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

労災病院において、国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分

に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。

(6) 治験の推進

各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより労災病院における治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことで、新医薬品等の開発促進に貢献すること。

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

労災病院において、多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持及び向上のための育成支援体制の充実を図ること。

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

労災病院において、機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各労災病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その結果を業務実績等報告書において明らかにすること。

(9) 行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している審議会、検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。

【指標】

- ① 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率 76%以上、逆紹介率 63%以上を毎年度確保すること。
- ② 地域で求められる救急医療提供の役割を果たすため、地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率 70%以上を毎年度確保すること。
- ③ 患者満足度調査において全病院平均で毎年度 80%以上の満足度を確保すること。
- ④ 治験症例数（製造販売後・市販後調査を含む。）を、第 5 期中期目標期間中 2 万 2,000 件以上確保すること。
- ⑤ 全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受けること。

【目標設定の考え方】

- ① 患者紹介率については、目標設定のベースとなる第 4 期中期目標期間のほとんどが特殊要因（コロナ禍）の影響を受けていたため、目標値は第 4 期中期目標と同水準の 76%以上とし、逆紹介率についても同様に、63%以上とした。

- ② 救急搬送応需率については、令和4年度実績（69.8%）を踏まえ、70%以上とした。
- ③ 患者満足度については、第4期中期目標と同様の水準の80%以上とした。
- ④ 治験症例数（製造販売後・市販後調査を含む。）については、第4期中期目標期間中は特殊要因（コロナ禍）の影響を受けていたため、目標値は第3期中期目標期間である平成26年度から平成30年度までの実績（毎年度平均4,470件）を踏まえ、2万2,000件以上とした。
- ⑤ 各労災病院において医療の質を更に向上させるためには、病院機能評価等の第三者評価の受審や臨床評価指標の活用を通して、院内の体制を絶え間なく改善していく必要があることから、病院機能評価等の第三者評価の認定を良質な医療の提供を測る指標として設定した。

【重要度：高】

我が国は本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎え、職場においては、労働者の高齢化が進展するとともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向となっており、労災病院が担う勤労者医療の重要性が高まっているため。

【困難度：高】

労災病院が勤労者医療の中核的な拠点として先進的な取組を行うとともに、大規模労働災害や新興感染症等の発生時には、公的な医療機関として臨機応変かつ機動的な対応が求められる。また、地域における人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等の課題に対応するため、地域から求められる役割に応じつつ、効率的な病院運営を行うことは困難度が高い。

2 治療と仕事の両立支援の推進

労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いており、がんの診断を受けた就業者の約2割が退職・廃業し、そのうち約6割が初回治療までに退職・廃業するなど治療と仕事の両立が重要な課題となる中、機構は、治療と仕事の両立支援に従前から取り組み、実践的な経験・情報を有していることから、一般医療機関における取組を先導していくことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。

（1）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場復帰を念頭に置きながら対応するとともに、両立支援コーディネーター等を活用し、患者へのきめ細かな支援を行うこと。

また、労災病院以外の医療機関の患者に対しては、産業保健総合支援センターが両立支

援コーディネーター等を活用しつつ、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、労働者（患者）への支援を推進すること。

両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行うこと。

治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルについて、治療就労両立支援センター等において新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、労災保険指定医療機関等及び事業場に普及すること。

両立支援の周知・広報活動について、積極的に実施していくこと。

北海道中央労災病院の統合に伴い、北海道中央労災病院治療就労両立支援センターを廃止し、横浜労災病院治療就労両立支援センターを設置すること。

（２）治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場との間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施すること。

なお、産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携をした上で、企業等に対する支援を実施すること。

（３）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

治療と仕事の両立支援を推進するに当たり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、企業等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図るための研修（事例検討会等）を実施すること。

また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。

【指標】

- ① 支援した^り雇患者の件数を年間 1,200 件以上とすること。
- ② 支援した^り雇患者にアンケートを行い、90%以上から満足であった旨の評価を得るとともに、必要に応じてアンケートの結果を治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映させること。

- ③ 全都道府県の産業保健総合支援センターで事例検討会を行った上で、参加者へのアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得ること。
- ④ 両立支援コーディネーター基礎研修及び事例検討会にメンタルヘルス不調に係る内容を拡充し、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図ること。

【目標設定の考え方】

- ① 支援した罹患者については、令和元年度～4年度の年間平均実績 1,238 件を踏まえ、年間 1,200 件以上とした。
- ② 支援した罹患者の満足度については、令和元年度～4年度の平均実績 94.3%を踏まえ、90%以上とした。
- ③ 事例検討会の有用度については、当該有用度の調査を第4期中期途中に開始したところであり、過去2年の実績を参考に80%以上とした。(参考) 令和3年度 80.9%、令和4年度 94.0%
- ④ メンタルヘルス対策の推進は第5期中期目標期間から更に強化する取組であり、目標として設定した。

【重要度：高】

職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増えており、また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」及び第4期がん対策推進基本計画の評価指標として両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者数が盛り込まれるなど治療と仕事の両立支援の重要性が高まる中、企業の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、企業、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することは重要であるため。

【困難度：高】

治療と仕事の両立支援を推進するためには、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があることから困難度が高い。特に、経営者や管理職の理解不足や、中小企業への周知不足という様々な課題がある中で、両立支援コーディネーターを育成し、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げていくことは困難度が高い。

3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院である北海道せき損センターを含む。以下同じ。）においては、効率的・効果的な運営に努めること。

医療リハビリテーションセンターにおいては、診断・治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集・分析し、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。また、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発・普及に取り組むこと。

総合せき損センターにおいては、これまでの知見を生かしつつ、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、初期治療から社会復帰までの一貫した医療を行うとともに、脊髄損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等への協力を行うこと。

【指標】

- ① 医療リハビリテーションセンターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保すること。
- ② 総合せき損センターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保すること。
- ③ 患者満足度調査（入院）において全施設平均で 80%以上の満足度を確保すること。

【目標設定の考え方】

- ① 医療リハビリテーションセンターにおける職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合については、第 4 期中期目標と同様の水準の 80%以上とした。
- ② 総合せき損センターにおける職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合については、第 4 期中期目標と同様の水準の 80%以上とした。
- ③ 患者満足度調査（入院）については、労災病院における満足度の第 4 期中期目標と同様の水準の 80%以上とした。

4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

- (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進
労働安全衛生分野の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を生かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。

一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要があることから、行政課題を踏まえて、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。

ア プロジェクト研究

第 14 次労働災害防止計画で示された行政課題を踏まえ、以下の視点を踏まえた研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 労働者（中高年の女性を中心）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進の視点
- ③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点
- ⑤ DXの進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進の視点
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進の視点
- ⑧ 化学物質等の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点
- ⑨ 化学物質対策における事業場の自律的な取組の促進の視点

研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、機構においてロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。

イ 協働研究

機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。

研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、機構が有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。

ウ 基盤研究

国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。

エ 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づく、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。

オ 労災疾病等研究

労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。

- ① 職業性疾病等の原因、診断及び治療
- ② 労働者の健康支援
- ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災保険指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。

カ 過労死等に関する調査研究等

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和 3 年 7 月 30 日閣議決定）を踏まえ、労働安全衛生総合研究所内に設置した過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。

過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施すること。

キ 放射線に関する調査研究等

東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施すること。

（２）研究の実施体制等の強化

ア 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。

イ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。

ウ 自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。

エ 化学物質の危険性及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険性、有害性及び予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施すること。

オ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備、活用等に取り組むこと。

（３）国際貢献、海外への発信

労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。

（４）研究評価の厳正な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳正に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。

（５）研究成果の積極的な普及・活用

労働者の安全及び健康に対する研究成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果の普

及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。

ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に積極的に貢献すること。

イ 調査及び研究の成果並びにモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、労働者の安全及び健康に関する調査及び研究の成果については、安全衛生技術講演会等で広く周知すること。

ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。

(6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行うこと。

安全衛生の取組の効果について、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化すること。

(7) 化学物質の自律的管理への支援

労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおいて、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類、モデル SDS（モデル安全データシート）の作成、化学物質による労働災害の分析及び皮膚等障害防止のための保護具の性能評価方法・選択手法の調査、さらに、それらの情報をインターネットを通じて発信することにより、事業場における化学物質管理の支援を行うこと。

また、小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援すること。

【指標】

- ① 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について、平均点 3.5 点以上の評価を得ること（成果ごとに、5 点（優れている）、4 点（やや優れている）、3 点（概ね妥当である）、2 点（やや劣っている）、1 点（劣っている））。
- ② プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80% 以上について、厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価を受けること。
- ③ 法令等の制定、改正等への貢献の件数は、50 件以上とすること。
- ④ 安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点 2.0 点以上の評価を得ること（3

点（大変有意義）、2点（有意義）、1点（あまり有意義ではない）、0点（有意義でない）。

【目標設定の考え方】

- ① 研究成果の評価点数については、研究という性格上努力したとしても必ずしも当初想定した結果につながらないものも一定数存在し、第4期中期目標期間の目標 3.25 点は妥当と考えるが、より高い評価を目指すため 3.5 点以上とした。
- ② 研究成果が政策に反映されるかは、社会情勢の変化等により研究開始前の想定と異なる状況となり得ることも踏まえると、第4期中期期間の目標 80%以上は妥当と考えられるため、80%以上とした。
- ③ 法令等の制定、改正等への貢献の件数は、法改正等大規模な法令改正等の有無により年度によってばらつきがあるため、第4期中期目標期間中の目標水準であった年 10 件は妥当と考えられるため、年 10 件とした。
- ④ 第5期中期目標期間から開始する指標であるが、安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点 2.0 点（有意義）以上の評価を得ることとした。

【重要度：高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定並びに改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。

5 労働災害の原因調査の実施

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 96 条の 2 の規定に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。

また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。

さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況及び企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

【指標】

災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元への評価調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得ること（3 点（大変役に立った）、2 点（役に立った）、1 点（あまり役に立たなかった）、0 点（役に立たなかった））。

【目標設定の考え方】

今後、発生原因を特定できない複雑な労働災害や現在在籍している職員では対応できない労働災害なども一定の割合で発生することも想定されることを踏まえると、第 4 期中期目標期間の目標 2.0 点以上は妥当と考えられるため、2.0 点以上とした。

6 化学物質の有害性調査の実施

化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、労働安全衛生総合研究所において有害性調査を実施する体制を整備すること。

短期の吸入試験及び経皮試験を中心に、国際的な基準である OECD ガイドライン等に基づき、有害性調査を実施するなど、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。

また、試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行うこと。加えて、短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究に取り組むこと。

さらに、有害性調査の成果の普及については、積極的に論文等として公表するとともに、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

【指標】

- ① OECD ガイドライン等に基づき試験を円滑に実施すること。
- ② 試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究を行い、論文等として公表すること。

【目標設定の考え方】

- ① 第 5 期中期目標期間中に研究室の移転等を行い新たな試験環境を整え、OECD ガイドライン等に基づく試験を円滑に実施することとしていることから、目標として設定した。
- ② 有害性試験の迅速化・効率化等が求められることから、第 5 期中期目標期間中に試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究に取り組む予定であり、目標として設定した。

7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関

する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。

特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）や第 14 次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供及び事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。

（１）産業医及び産業保健関係者への支援

ア 産業医の資質向上のための研修の実施

産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける産業医研修を実施すること。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。

イ 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施

産業保健関係者が、それぞれの専門において実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける研修を実施すること。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。

ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備

産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用すること。

（２）事業場における産業保健活動の支援

ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。

特に、メンタルヘルスに係る研修の拡充により労働者や管理監督者のリテラシー向上を図るとともに、働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修を実施すること。

イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施

産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じること。

また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の改正による、全ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用すること。

地域産業保健センターにおいては、産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービスとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。

ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めないこと。

また、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めること。

エ 個人事業者等に対する支援体制の充実

産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行うこと。

また、地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入している個人事業者等も加えること。

オ 事業主団体等の取組支援

商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行うこと。

(3) メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策（メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。）をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師の配置拡大等、産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備すること。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実施が効果的であるので、産業保健総合支援センター等におけるメンタルヘルス対策に係る支援の実施に当たっては、この点に配慮すること。

さらに、産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図ること。

(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進

ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等

これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。

また、労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の活用促進に取り組むこと。

イ インターネットの利用等による情報発信

インターネットその他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を進めること。

【指標】

- ① 専門的研修等を年間 5,300 回以上実施すること。
- ② 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける相談対応件数は、年間で計 13 万件以上とすること。
- ③ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数は、年間で計 3,000 件以上とすること。
- ④ 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 90%以上確保すること。
- ⑤ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者、事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち 80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。

【目標設定の考え方】

- ① 専門的研修等については、令和元年度～4年度の平均実績年 4,832 回のところ、令和2年度はコロナ禍の影響を大きく受けたため、令和2年度を除いた平均実績は年 5,225 回であることから、第4期中期目標と同様の水準の年 5,300 回以上とした。
- ② 相談対応件数については、第4期中期目標が年 12 万 2,600 件であったところ、令和元年度～4年度の年間平均実績年 13 万 2,987 件を踏まえ、年 13 万件以上とした。
- ③ メンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数については、令和4年度実績 (3,125 件) を踏まえ、3,000 件以上とした。
- ④ 研修又は相談の利用者からの有益であった旨の評価については、令和元年度～4年度の平均実績が研修：94.3%、相談：95.9%であり、第4期中期目標の指標である 90%以上と大きく乖離^{かい}していないことから、第4期中期目標と同様の水準の 90%以上とした。
- ⑤ 具体的な改善事項がみられる割合については、令和元年度～4年度の平均実績 82.9%であり、第4期中期目標の指標である 80%以上と大きく乖離^{かい}していないことか

ら、第4期中期目標と同様の水準の80%以上とした。

【重要度：高】

中小事業場に対するメンタルヘルス対策支援の強化、化学物質の自律的な管理に係る支援のほか、今まで産業保健活動総合支援事業の対象としていなかった個人事業者への対応など、専門性の深化や対象範囲の拡大が進展しており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

【困難度：高】

小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、困難度が高い。

また、疾病等を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、困難度が高い。

8 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

審査を適正に行うとともに、効率化を図るほか、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化

デジタルガバメントの実現に向けて、現在文書での提出を求めている未払賃金立替払の請求について、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、2025（令和7）年度末までにオンライン化に向けて調整するとともに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）を踏まえ、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、機構が保有する未払賃金立替払システムと情報連携ができるよう、可能な限り令和7年度末までにシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図ること。

【指標】

請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で 20 日以内とすること。

なお、未払賃金立替払請求等がオンライン化された際には、審査の実施状況等を踏まえ、更なる期間短縮を図るとともに、必要があれば指標を変更すること。

【目標設定の考え方】

令和 4 年度から倒産件数が増加傾向で推移し、それに伴い立替払処理件数も増加している。令和 5 年度上半期の立替払処理件数は令和 4 年度上半期と比べて 2.3 倍、請求から支払までの期間も 19.3 日となっている。国際情勢、物価高、人手不足など企業を取り巻く環境は厳しく、労働者の生活の安定を図るためのセーフティネットとして、今後更に立替払請求件数が増加する可能性があるが、第 4 期中期目標の「請求から支払までの期間：20 日以内」を引き続き堅持する。

【重要度：高】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

9 納骨堂の運営業務

高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行うこと。

IT 技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築すること。

【指標】

来堂者、遺族等の満足度調査で、平均点 3.0 点以上を得ること。

【目標設定の考え方】

満足度調査について、第 4 期中期目標では「満足」とした者の割合（量的な観点）で見ていたものを変更し、質的な観点からも見るができるよう点数化することとし、全体的な評価が「満足」だった場合の点数（3 点）を目標値とする（アンケート指標「非常に満足」4 点、「満足」3 点、「不満足」2 点、「非常に不満足」1 点とする。）。

【重要度：高】

我が国の経済社会の発展と豊かさは、様々な産業で働いてきた方々のたゆみない尽力

により築かれたものであり、この発展と豊かさの陰に、労働災害によって失われた尊い生命が数多くあることは忘れてはならない。高尾みころも霊堂は、合祀慰霊式の開催も含め、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊の場であるとともに、合祀慰霊式において労働災害の根絶に向けた取組を誓う場であることから、霊堂の適切な管理・運営は非常に重要な事業である。

10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

評価に当たっては、支払件数、支払に要した期間及び個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況を勘案し評価を実施する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務の合理化・効率化

機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。

また、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）に基づく医師の働き方改革への取組を着実に実施すること。

2 機動的かつ効率的な業務運営

理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

（1）業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。

特に、一般管理費については、従前にも増して経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務について

は、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとする。また、「第5 財務内容の改善に関する事項」の1（1）に記載している労災病院における収支改善計画の実効性を確保するため、各労災病院の支出の削減に繋がる方策に取り組むこと。

（2）適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。

（3）契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等を行うこととし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

ウ 監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会を通じて、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

エ スケールメリットを生かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。

4 情報システムの整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

【指標】

運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費、公租公課等の所要の計上を必要とする経費を除き、第5期中期目標期間の最終年度において、令和5年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質の有害性調査事業を除く。）については5%程度を、それぞれ中期計画予算において削減する。

【目標設定の考え方】

第4期中期目標と同様の水準を目標として設定した。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

1 労災病院の経営改善

(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化

物価高騰や患者減少等による労災病院の経営状況の悪化を踏まえ、各労災病院の収入の増加及び支出の削減に繋がる方策に取り組むこと。具体的には、令和7年度について労災病院ごとに「収入額」が「投資的経費を含む支出額」を上回る収支改善計画（以下「黒字計画」という。）の策定を原則としていることを踏まえ、その達成に万全を期すとともに、計画段階で黒字化が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策について早期に結論を得ること。

また、黒字計画を策定した労災病院については、その実効性を確保するため、機構本部はその執行状況を管理し、状況に応じて必要な措置を講じること。さらに、令和7年度において収支改善が図られなかった労災病院については、令和8年度以降の収支改善計画においても同様の取組を行うこと。

その中で、収支改善が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策も含めた病院のあり方について結論を得ること。

また、機構本部において、これらの取組を進めるための体制を整備すること。

(2) 独立行政法人国立病院機構等との連携

全ての労災病院においてコストの削減を図るため、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的な医療機関等と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図ること。

(3) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。

(4) 収支改善を図るための医業収入の確保

労災病院の収支改善に必要な医業収入を確保するため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。

また、医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標を設定することで、病院施設を効率的に稼働させ、収支改善を図るための医業収入を確保すること。

また、医業未収金について、発生防止及び回収に引き続き努めること。

2 外部資金の活用等

外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。

3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

4 保有資産の見直し

(1) 保有資産

引き続き、保有資産について、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行うこと。

(2) 特許権

特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録及び保有コストの削減並びに特許収入の拡大を図ること。

【指標】

- ① 労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とすること。
- ② 中期目標期間の各年度の損益計算において、労災病院事業として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を前年度より上回ることにすること。ただし、前年度の経常収支率が100%以上であった場合には、100%以上の経常収支率をとすること。

なお、1（1）に記載の収支改善に係る事項について十分留意すること。

【目標設定の考え方】

- ① 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の8の規定による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率については、令和元年～4年の平均値が71.7%であったのに対して、機構の令和元年度～4年度の平均実績が74.2%であり、第4期中期目標の指標である全国平均以上と大きく乖離^{かい}していないことから、病床利用率の実績を全国平均以上とした。

なお、厚生労働省は、評価に際して、感染症の流行による患者数の減少など機構を取り巻く環境の変化により影響を受けるものであることを考慮するとともに、毎年度の財務諸表や業務実績評価等を通じ、そうした環境の変化が経営に与えた影響や、機構の経営改善の取組の成果及び改善状況の把握・分析に努めるものとする。

- ② 効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、労災病院事業を黒字経営することが重要であるが、病院を取り巻く厳しい経営環境等を踏まえ、毎年度、経常収支率を前年度以上とすることを水準として設定する。ただし、前年度の経常収支率が100%以上の場合には、100%以上を維持することとする。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する事項

(1) 能動的な人事管理

機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。

また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。

(2) 優秀な研究員の確保・育成

研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。

また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。

研究員の能力開発を図り、労働者の安全及び健康に関する幅広い知識、関心等を養うため、例えば、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。

(3) 医療従事者の確保

ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保及び定着について強化を図ること。

また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。

さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。

イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。

ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を

強化して医師不足の病院への支援に努めること。

(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。

(5) 障害者雇用の着実な実施

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。

2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。

3 内部統制の充実・強化等

内部統制については、その仕組みを有効に機能させるために、中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づく PDCA サイクルを適切に実施すること。

また、機構の理念について、職員に浸透を図ることにより、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努めること。

4 決算検査報告指摘事項への対応

これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。

5 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

6 広報に関する事項

機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努める

こと。

7 既往の閣議決定等の着実な実施

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

【指標】

- ① 機構本部主催の職員研修の有益度調査において全研修平均で 85%以上の有益度を得ること。
- ② 看護師国家試験合格률을全国平均以上とすること。

【目標設定の考え方】

- ① チーム医療を推進するため、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種や管理者の育成及び研修を実施することが重要であることから、平成 16 年度～令和 4 年度の研修有益度調査結果の実績値（86.1%）を踏まえ設定した。
- ② 看護師国家試験合格률については、令和元年度～4 年度の全国平均の平均値が 90.4%であったのに対して、機構の令和元年度～4 年度の平均実績が 98.8%であったが、引き続き高水準を維持することとして看護師国家試験合格률을全国平均以上とした。

独立行政法人 労働者健康安全機構 政策体系図

働く人の健康と安全を巡る現状と課題

- 職場における労働者の高年齢化の進展とともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向で推移。
- 第3次産業や中小企業における安全対策の遅れ。
- 化学物質に対する事業場における自律的管理規制への対応。
- 女性労働者の増加に伴う職場における女性の健康推進等の産業保健上の対応。
- 働き方の多様化による個人事業主の増加への産業保健上の対応。
- デジタル社会の実現に向けたデジタル技術等を活用した新たな事業展開。

厚生労働省の政策目標

- ① 労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び政策医療を推進すること。
- ② 労働者の健康確保のため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、労働者の治療と仕事の両立の支援を行うこと。
- ③ 職場における労働者の健康及び安全の確保を図ること。
- ④ 労働者の健康確保を図るため、事業場の産業保健活動を支援すること。
- ⑤ 企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対する保護措置等を講じ、労働者の生活の安定を図ること。
- ⑥ 労働災害により殉職された方々を慰霊すること。
- ⑦ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害の賠償を行うこと。

第5期中期目標期間における労働者健康安全機構の役割

機構理念

勤労者医療の充実

① 労災病院・専門センター事業

- 勤労者医療の推進
- 大規模労働災害、新興感染症等への対応
- 地域医療への貢献
- 重度被災労働者に対する職業・社会復帰の支援

② 治療就労両立支援事業

- 治療や患者支援の推進
- 企業等に対する支援
- 人材育成の推進
(両立支援コーディネーターの養成)

勤労者の安全向上

③ 研究及び試験・労働災害調査・化学物質の有害性調査事業

- 労働安全衛生施策の企画立案に貢献する研究の重点化
- 研究成果の普及・活用
- 化学物質の自律的管理への支援等
- 労働災害の原因調査の実施
- 化学物質の有害性調査の実施

勤労者福祉の向上等

⑤ 未払賃金立替払事業

- 企業の倒産により未払となった賃金の一部を事業主に代わって労働者に立替払を実施

⑥ 納骨堂の運営事業

- 産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備
- 産業殉職者合祀慰霊式の実施

産業保健の強化

④ 産業保健活動総合支援事業

- 産業医及び産業保健関係者への支援
- 事業場における産業保健活動の支援
- メンタルヘルス対策の推進
- 産業保健活動総合支援事業の利用促進

⑦ 給付金等の支払業務

- 特定石綿被害建設業務労働者等給付金等の支払業務を実施

独立行政法人労働者健康安全機構
第5期中期目標における「一定の事業等のまとめり」

- 1 労災病院事業（第3－1）
- 2 治療就労両立支援事業（第3－2）
- 3 専門センター事業（第3－3）
- 4 研究及び試験事業（第3－4）
- 5 労働災害調査事業（第3－5）
- 6 化学物質の有害性調査事業（第3－6）
- 7 産業保健活動総合支援事業（第3－7）
- 8 未払賃金立替払事業（第3－8）
- 9 納骨堂の運営事業（第3－9）
- 10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払（第3－10）

(独) 労働者健康安全機構 (JOHAS) の使命等と目標との関係

(使命)

JOHASは、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与するという目的としている。

(現状・課題)

◆強み

- 疾病の予防から診断、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等までを担う勤労者医療の提供。
- じん肺、せき損などの労災疾病やアスベスト関連疾患などに対する高度で専門的な医療の提供。
- 行政課題を踏まえた労働安全衛生に係る調査研究。
- 労災病院、労働安全衛生総合研究所、産業保健総合支援センターなど複数の施設の協働による総合的な研究。
- 産業保健に関する高い専門性に加え、中小企業の産業保健活動への支援ノウハウ、経済団体との連携。

◆弱み・課題

- 労災病院の経営改善及び各都道府県が策定する地域医療構想への対応。
- JOHASで実施する研究成果の効果的な広報。
- 中小企業で効果的な産業保健活動を行うための支援体制の充実。

(環境変化)

- 高齢化の進展とともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向で推移している。さらに、令和6年度から第8次医療計画が実施され、公的医療機関等に感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供(病床の確保等)が義務付けられる。
- 労働者の高年齢化や第3次産業への就労者の増加に伴い、労働者の作業行動に起因する「転倒」、「動作の反動・無理な動作」などの労働災害が増加している。また、第3次産業や中小事業場における安全対策の遅れや化学物質に対する事業場における自律的管理規制への対応が課題となっている。
- 女性労働者の増加に伴い、職場における女性の健康推進等の産業保健上の対応も増加している。さらに、働き方の多様化による個人事業者の増加への対応も課題である。
- デジタル社会の実現に向けた対応が求められている。

(中(長)期目標)

- 勤労者医療の拠点として、労災病院の安定的な経営を確保し、疾病の予防から医療の提供、治療と仕事の両立支援までの一貫した取組を行うことにより勤労者医療を充実させるとともに、地域医療への貢献及び感染症予防法等の改正を踏まえた対応を行う。
- 作業行動や化学物質を起因とする労働災害の防止、労災疾病等に係る研究について、行政政策に反映される研究を進めるとともに、広く国民の理解に資するよう、積極的で分かりやすい広報活動を通じて、労働者の安全向上に取り組む。
- 産業保健活動について、中小企業や女性への支援を引き続き行うとともに、個人事業者なども含め多様な働き方に対応した産業保健活動への支援に取り組むなど、産業保健に係る対応を強化する。
- 手続のオンライン化、関係機関との情報連携及びデジタル技術を活用した新たな事業展開により利用者の利便性向上を図る。